

# 書類を郵送で提出する場合の注意点

## 書類作成についての注意点

- ◆ 書類には日中連絡がつく電話番号を必ず記載してください。
- ◆ 書類作成者が代表者以外の場合は、担当者名を電話番号の横に記入してください。なお、行政書士が書類を作成する場合は、余白部分に事務所名・氏名・電話番号のスタンプを押してください。
- ◆ 電気工事士免状は、氏名・番号・写真のある面をコピーしたものを送付してください。第一種電気工事士免状の場合は、講習履歴の書かれたページのコピーも必要です。なお、免状の原本を送付する必要はありません。
- ◆ 書類の内容について確認の連絡をする場合がありますので、コピーを取っておく等、提出した書類の内容がわかるようにしてください。

## 郵送時の注意点

- ◆ 申請書を郵送する際の封筒は、書類を折り曲げて入れる長3封筒でも、書類を折り曲げずに入れる角2封筒でもどちらでも構いません。
- ◆ 電気工事業を始める場合の新規申請では受理書が交付されるため、簡易書留代金を含む切手を貼った角2の返信用封筒を同封してください。(受理書のみを送付ならば490円分の切手が必要。) 受理書用の返信用封筒はレターパックプラスでも代用が可能です。
- ◆ 変更届や廃止届は、提出後に県から交付される書類はありません。副本が必要な場合は、必ず返信用封筒を同封してください。

## 【書類送付先】

営業所の所在市町村	窓口	住所
横浜市・川崎市・横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町	消防保安課 LPガス・火薬・電気グループ	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
相模原市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1
平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・秦野市・伊勢原市・寒川町・大磯町・二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1
小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1

事務処理は提出書類に不備がない時点で開始します。不足書類等がある場合は手続きを始めません。そのため、窓口での申請よりも手続の期間が長くなる場合があります。